

1. 背景・目的

薬剤師による疑義照会は医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づくきわめて重要な業務です。院外処方せんの増加、薬物療法の高度化により、患者個々の病態、検査値を勘案した疑義照会・処方提案はますます重要となっています。

一方で、調剤上の形式的な変更に伴う問い合わせ内容が含まれるため、これを適正化し、処方医や薬剤師の負担軽減、外来患者に対するサービス向上を目的として、平成22年の医政局長通知をもとに、疑義照会適正化プロトコルを運用します。

医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について

(医政局長通知：平成22年4月30日)

薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

「薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること」

処方箋による調剤

薬剤師法第23条

薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

2 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

処方箋中の疑義

薬剤師法第24条

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによって調剤してはならない。

* 薬剤師法第23条2の同意を、「事前に作成されたプロトコル」として得るものとし、第24条を侵すものではない。

院外処方せんにおける疑義照会適正化プロトコル

熊本市立熊本市民病院

薬局での患者待ち時間の短縮、処方医の負担軽減の観点から包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。

< 処方変更に係る原則 >

- ・先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名または記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない
- ・「含量規格変更不可」または「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う
- ・処方変更は、各医薬品の適応および用法用量を遵守した変更とすること。また、安定性や溶解性、体内動態を考慮し、利便性が向上する場合に限る
- ・患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。
- ・一包化、半錠、粉碎、混合などは原則として保険請求を伴わないものとする。

1. 各種問い合わせ窓口

処方内容（診療、調剤に関する疑義、質疑など）

受付時間：平日午前 9 から午後 5 時

TEL: 096-365-1711（代）各診療科・処方医

保険関係（保険者番号、公費負担など）

受付時間：平日午前 9 から午後 5 時

TEL : 096-365-1711（代）医事課

プロトコルに関すること

受付時間：平日午前 9 から午後 5 時

TEL : 096-365-1711（代）調剤室

2. 処方変更・調剤後の連絡

FAX コーナーへ FAX 薬剤師確認 処方医師

FAX コーナー FAX:096-368-8326

* 処方変更し調剤した場合は、変更内容を FAX コーナー番号に送信してください。プロトコルに基づき変更した場合に限らず、通常の疑義照会による変更の場合も同様に FAX での連絡をお願いします。ただし、後発品の変更調剤につきましては、本プロトコルの合意締結の有無にかかわらずすべて連絡不要です。

